

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金(3万円/1世帯)のご案内

美馬市では、物価高騰による低所得世帯の負担を軽減するため、国の交付金を活用し、支援給付金を支給します！

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

給付金の支給開始日

令和5年7月19日(水)から

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯：次のいずれかに当てはまる世帯

(ただし、基準日、令和5年6月1日に美馬市に住民登録のある世帯になります。)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～6月の収入が減少し、
「住民税非課税相当」の収入とな
った世帯(家計急変世帯)

申請は不要です

申請不要の方は、支給開始日に、世帯主の指定口座に現金を振り込みます。

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは「①」へ

申請が必要です

- 美馬市生活福祉課に申請してください。
- 申請書は、美馬市ホームページ又は、生活福祉課に備えています。

詳しくは「②」へ

支給手続きや支給要件の詳細は次のとおりです。

美馬市生活福祉課 給付金担当 (☎52-5604)

給付金の支給手続き

① 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から美馬市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、美馬市から、支給金額や振込口座が書かれた通知書が届きます。**手続きは、不要です。**
- 通知書に印字している**振込口座を変更したい場合**、又は振込口座が**印字されていない場合**は、振込口座届出書を「美馬市生活福祉課」まで提出してください。
(提出期限7月7日 消印有効)
- 給付金を希望しない方は、「受給拒否届出書」を「美馬市生活福祉課」まで提出してください。届出書は、市のホームページ又は生活福祉課に備えています。
(提出期限7月7日 消印有効)

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請期間：令和5年7月3日（月）～10月31日（火）
- 美馬市生活福祉課にご連絡ください。



② 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から6月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（年間給与収入の目安は、単身の場合、93万円以下です。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
申請期間：令和5年7月3日（月）～10月31日（火）
- 申請書に必要事項を記入して、必要書類とともに美馬市生活福祉課に提出してください。
【必要書類】本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し、収入額が分かる書類、受取口座を確認できる書類の写しなど



収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

「給付金」に関する**振り込め詐欺**や**個人情報の詐取**にご注意ください！